

平成 30 年 12 月 21 日  
記者発表資料

## 随時監査の結果について

監査委員は、平成30年9月4日から同年12月5日までの間に、出先機関10か所について、随時監査を実施し、5か所で5件の不適切事項が認められました。

### 監査の内容

随時監査は、監査委員が必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行について実施するものです。

今回、平成 29 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の年度末までの状況を中心に5か所を監査(年度末財務監査)し、また、定期監査の結果、指摘等のあった箇所のうち5か所において、その後の対応などを監査(補完的財務監査)しました。

### 監査の結果

	実施箇所数	不適切事項	
		箇所数	件数
年度末財務監査	5	2	2
補完的財務監査	5	3	3

※ 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。

- ① 法令に違反するもの
- ② 予算目的に反しているもの
- ③ 不経済な行為又は損害が生じているもの
- ④ 事務処理等が適切を欠くもの
- ⑤ 前回までの監査の不適切事項等で、是正、改善等のための努力又は検討がされていないもの

詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」(平成 30 年 12 月 21 日付け)のとおりです。

### 問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 大嶽 電話 045-285-5053

副課長 鈴木 電話 045-285-5054